

議 事 概 要

※質問通告の取り下げについて

- ・みよし副委員長（維新）より委員長へ、本日の委員会を欠席するため、質問通告を取り下げたい旨の申し出があり、委員長からの要請で、事務局がみよし副委員長の申し出を各会派に確認し、了承。（昼休憩中）

◎ 一般審査の終了について

- 維新より、急遽欠席となったみよし委員の質問を、他の委員が2巡目として質問したい旨の申し出があり、各会派に意向聴取。

[各会派の意向]

- ・公明：欠席した議員のために2巡目の質問をした事例がないのであれば、他の委員会にも波及することであり、実施にあたっては十分に検討した方がよいと思うので、今回の維新の申し出は取り下げの方がよい。
- ・自民：一定柔軟性も必要だとは思いますが、公明同様に他の委員会にも波及することであり、今後検討する必要があると思うので、今回の維新の申し出は取り下げの方がよい。
- ・共産：今回の維新の申し出を受け入れると、1人の議員が時間が余ったからといって、2回に分けて質問することが認められることになる。
なお、直近の申請でオンライン参加が認められれば、問題が生じなかった。
オンライン委員会の開会を求める場合は、運営要綱では、2日前の午後1時まで申請しなければならないが、もう少し後の締切日時としてもいいのではないかと。
- ・民主：少数会派としては、時間が余ったときに再度質問できることになればよいことだが、慎重に決めるべきである。

[協議の結果]

- ・維新が、申し出を取り下げたことから、笹川委員（維新）の質問終了をもって、一般審査を終了することで、各会派了承。

◎ 知事質問の取扱いについて

1 知事への質問要求

〔別紙「健康福祉常任委員会 知事質問要求一覧表」参照〕

- ・これまでの審査過程で4名の委員から知事への質問要求があり、項目について各会派了承。
- ・各会派の質問持ち時間は、公明10分、自民10分、共産10分、民主10分。

2 質問順位

- ・多数会派順で、各会派了承。
- ・「知事質問予定概要一覧」を事務局に作成させ、府議会ホームページに掲載。
- ・質問は、質問項目の範囲内で行うよう要請。
- ・会派の質問持ち時間を経過した時点で、メモを入れる。

3 知事質問の日程

- ・議長団において調整の結果、10月20日(木)午後1時から行うことを報告。
- ・知事質問時に資料等を使用する場合は、10月19日の午後5時までに資料の写しを提出。
- ・知事質問は、第1委員会室で実施。

4 知事質問日の委員会の進め方

- ・委員会の再開宣告後、知事質問を実施。
- ・質問終了後、暫時休憩、代表者会議を開会し、意見開陳の有無、議案及び請願に対する賛否等を確認。
- ・代表者会議終了後、委員会を再開し、質疑・質問を終結したのち、意見開陳、採決を行うことで、各会派了承。

5 その他

- ・中野委員長から、委員会として管内視察の実施について、発言あり。
八重樫委員（公明）より、万博特別委員会では、委員会として実施せず、有志として視察したと聞いているとの発言があり、改めて協議。

◎ 次回の代表者会議について

- ・次回の委員会の知事質問終了後の休憩時に開会。